

御意見	御意見に対する回答
「製造販売業者から豚に係る使用禁止期間を短縮することに関する要請」があったという理由で、使用禁止期間を 70 日から一気に 14 日に短縮するのは理解不能です。明確な根拠をお知らせください。	動物用医薬品の使用禁止期間を含む使用基準については、農林水産大臣が審議会等の意見を聴いた上で設定します。今回の使用禁止期間の短縮に当たっては、事業者から提出された家畜に対する残留試験等のデータを基に判断しています。具体的には、使用禁止期間を短縮したとしても、現行の食品中のセフチオフルの残留基準に適合し、食品の安全性に問題がないことを確認しています。